

発注情報詳細（調査委託等）

公表日	令和元年6月18日（火）	契約番号	5027	
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）			
委託名	吉野町市民プラザほか49か所防火設備定期点検委託			
履行場所	横浜市南区吉野町5丁目26番地ほか			
履行期間	契約締結日から令和2年2月28日（金）まで			
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX 045-664-7055			
最低制限価格制度	適用			
入札参加資格等	所在地	市内又は準市内	規模	—
	種 目	328:機械設備保守	順位	市内3位まで、準市内1位
	登録細目	(G)シャッター		
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び 同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>② 入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③ 令和元年、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。</p> <p>④当該業務等に関する点検実績（官公庁・民間問わず）を有する者であること。 ア- 建築基準法第12条4項防火設備点検業務実績又は防火シャッター等保守点検実績。（元請・下請問わず） イ- 契約書、注文書等の写しを提出すること。（原本照合を求める場合がある。）</p>		
指名・非指名通知日及び通知の方法	令和元年6月28日（金）FAXにて発送			
設計図書の見覧	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）			
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、委託業務経歴書		
	受付場所	総務部総務課契約係		
	締切日時	令和元年6月25日（火） 午後1時まで	申込方法	<p>①持参 職員に直接手渡すこと</p> <p>②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係</p>
質 問	締切日時	令和元年6月21日（金） 正午まで		
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp		
	回答日時	令和元年6月24日（月） 午後1時		
	回答方法	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）		
入札及び開札時間	令和元年7月8日（月）	午後2時20分より		
入札及び開札場所	横浜市中区本町3丁目30番地7	横浜平和ビル8階	会議室	
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない	
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124	

令和元年6月 提出

常務

部長

課長

係長

課員

設計

委 託 設 計 書

委託名 吉野町市民プラザほか49か所防火設備定期点検委託

履行場所 横浜市南区吉野町5丁目26番地ほか

金 円

履行期限 令和2年2月28日

備考

令和元年度 公共建築物点検委託仕様書

1 委託名

吉野町市民プラザほか49か所防火設備定期点検委託

2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12条点検」という。）を行う。

3 対象施設

別紙1「対象施設一覧」による。

4 履行期限

(1) 契約締結日から 令和2年2月28日 までとする。

5 業務内容

12条点検の実施

12条点検実施要領（別紙2）に従い、建築基準法第12条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という。）について点検を行う。

6 資料の貸与及び返却

(1) 本業務にあたり（公財）横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）から貸与する資料は次のとおり。

ア 施設図面

イ 前回報告書

(2) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

7 事前準備及び事前調査

(1) 効率的な点検実施及び点検時、点検後の齟齬を防ぐために次のことを行う。

ア 保全公社貸与資料、対象施設一覧表（別紙1）により、対象施設の建物概要や防火設備設置場所、個数等を事前に確認する。

イ 現地へ出向き前アを確認すると共に、施設管理者と点検実施候補日、点検時同伴要請する直近消防設備点検者連絡先^{*1}、施設で実施している関連機器の保守点検報告書の内容確認、現状の防火設備の作動状況、不具合等をヒアリングにより情報を得る。（※1.自前での委託消防点検者、或いは、自社での炙り、火報盤操作等は、受託者の責任において行うことができる）

ウ 前イは、小規模施設、少数防火設備等で点検者が必要でないと判断した場合は省略でき、電話等の対応、点検当日の点検前ヒアリングで済ませることで良いとする。

- (2) 施設管理者に対し、前(1)での内容を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地点検実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

8 現地調査（前7(1)イで確認済みの内容は除く）

(1) 施設管理者へのヒアリング

施設管理者から現状の作動状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。ヒアリングでの内容は、別添ヒアリング票に記載する。

(2) 各種点検報告書等の確認

施設が発注している点検について、本点検と関連のある直近の報告書を確認する。点検対象部分について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。

(3) 点検の実施

前二項を踏まえ、実施要領（別紙2）に従い実施する。

- (4) 点検の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

9 現地調査に伴う注意事項

- (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (2) 安全対策について万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、速やかに保全公社に連絡し、受託者の責任において対応する。
- (3) 対象防火設備の全数点検を実施すること。
- (4) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (5) 点検時に機器に塵埃があれば簡易清掃、油切れによる不具合程度であれば注油及び各部の緩みがあれば増し締めを行うなど、改善可能なものは行う。
- (6) 前(5)に加え、作動時に点検項目の数値範囲外、作動の停止等の要是正内容に関しても簡易な調整等で改善可能であればこれを行う。
- (7) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障をきたす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (8) 点検終了後、点検者が操作した電源スイッチ及び各種スイッチ類等は定位置に必ず戻し、点検前の機能が維持できるようにすること。また、最初の状態を記録し、点検終了後に記録と合わせて確認すること。その際に管理者等の確認を得ること。
- (9) 調査に必要な足場、測定機器、工具等は原則的に受託者の負担とする。

1 0 確認の省略

次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応等を報告書内に記載する。

ア 点検口がない、或いは適切な位置にない場合（周囲に体の一部を入れることにより点検可能な点検口がある場合を除く）

イ 目視、触診等の点検が障害物により確認困難な場合

ウ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

1 1 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 10 日以内に、業務計画書（組織表、緊急時連絡体制表、施設点検者一覧表、点検者の資格証明書、年間工程表を含む）を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 点検日が決定次第、担当点検者を保全公社所定の様式に記載し、随時保全公社担当へ提出する。提出のない場合は点検を実施することは出来ない。

1 2 成果品の提出

- (1) 成果品は、成果品作成要領（別紙 3）に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出し、保全公社の確認を受ける。
- (3) 保全公社の確認後必要な修正を行い、成果品を次の期限までに電子データにて 1 部納品する。（なお、保全公社確認段階は紙ベース報告書及びデータにて行う）

期限 令和 2 年 2 月 28 日

1 3 その他

- (1) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。
- (2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

1 4 添付資料

- (1) 対象施設一覧表（別紙 1）
- (2) 12 条点検実施要領（別紙 2）
- (3) 成果品作成要領（別紙 3）

○	244081306	24408130601	舞岡地区センター	単独	本市単独施設	戸塚区	市民局	1,822	5	2					7	6	A
○	244081307	24408130701	舞岡柏尾地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	戸塚区	健康福祉局	1,240	1						1	1	A
○	244081601	24408160101	戸塚スポーツセンター	単独	本市単独施設	戸塚区	市民局	3,975		1					1	1	A
○	245000203	24500020301	緑園消防出張所	単独	本市単独施設	泉区	消防局	1,083		3					3	2	A
○	245000601	24500060101	泉スポーツセンター	単独	本市単独施設	泉区	市民局	3,754	1						1	1	A
○	245000901	24500090101	新橋ホーム	単独	本市単独施設	泉区	健康福祉局	3,924	6	1					7	7	B
○	245001201	24500120101	立場地区センター	単独	本市単独施設	泉区	市民局	1,707	1						1	1	A
○	245001304	24500130401	踊場地域ケアプラザ	単独	本市施設との複合	泉区	健康福祉局	1,494	3	2					5	4	A
○	245001617	24500161701	下和泉地区センター	複合単独	本市施設との複合	泉区	市民局	3,108	3	5						6	A
	245001618	24500161701	下和泉地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	泉区	健康福祉局	↑									
○	245001620	24500162001	泉公会堂	泉公会堂	本市施設との複合	泉区	市民局	22,881	9	1					10	10	B
	245001621	24500162101	泉区総合庁舎	複合単独	本市施設との複合	泉区	市民局	↑	68	36					104	86	F
	245001622	24500162101	泉消防署	複合単独	本市施設との複合	泉区	市民局	↑									
	245001805	24500180503	松風学園	B棟	本市単独施設	泉区	健康福祉局	1,572		4					4	2	A
○	245001812	24500181201	上飯田地域ケアプラザ	1棟	本市施設との複合	泉区	健康福祉局	699	1						1	1	A
○	245006306	24500630601	原宿地域ケアプラザ	1棟1工区	本市施設との複合	戸塚区	健康福祉局	1,104	1						1	1	A
○	245006308	24500630801	大正地区センター	単独	本市単独施設	戸塚区	市民局	1,686		1					1	1	A
	245006604	24500660401	俣野公園	野球場	本市施設との複合	戸塚区	環境創造局	4,779				1			1	1	A
	245006701	24500670102	消防訓練センター	宿舍棟	本市単独施設	戸塚区	消防局	1,780		3					3	2	A
○	245006709	99012018036	深谷俣野地域ケアプラザ	深谷俣野地域ケアプラザ	本市単独施設	戸塚区	健康福祉局	662	5	6	4				15	12	B
○	247000506	24700050601	栄スポーツセンター	複合単独	本市施設との複合	栄区	市民局	8,513	16	6					22	19	B
	247000507	24700050601	栄公会堂	複合単独	本市施設との複合	栄区	市民局	↑									
○	247000508	24700050801	栄区総合庁舎	本館	本市単独施設	栄区	市民局	4,622	8	3					11	10	B
	247000508	24700050803	栄区総合庁舎	新館	本市単独施設	栄区	市民局	3,547	11	5					16	14	B
○	247000707	24700070701	栄区精神障害者生活支援センター	単独	本市施設との複合	栄区	健康福祉局	1,829	1						1	1	A
	247000709	24700070701	小菅ヶ谷地域ケアプラザ	単独	本市施設との複合	栄区	健康福祉局	↑									
	247002404	24700240302	栄プール	プール施設棟	本市施設との複合	栄区	市民局	3,430		3	3				6	5	A

12 条点検実施要領

1 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、次の法令に準じた防火設備の点検を実施する。
建築基準法第 12 条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という）に準じた点検を行う。

2 点検者の要件

点検者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

防火設備

- ア 建築基準法第 12 条に規定する一級建築士又は、二級建築士
- イ 建築基準法第 12 条に規定する防火設備検査員

3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

- ア 建築基準法第 12 条第四項に基づく告示第 723 号
- イ その他 「調査・検査方法、判定基準の解説（防火設備）平成 29 年 1 月神奈川県内 13 特定行政庁」を原則とする。

4 点検表について

点検結果は、次の様式に記載すること。

[様式 1F] 12 条点検 点検表（防火設備）

他に、防火設備点検表測定データ、防火設備ヒアリング票

5 その他

- ・点検実施は、委託仕様書 7 事前準備（1）にあるように、原則対象施設の直近消防設備点検者の同伴を行うことを前提として実施するものとする。
- ・成果品作成にあたっては、別紙 3 成果品作成要領を参照すること。

点検表

建物名称:

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
1 防火扉					
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況		
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		危害防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			予備電源への切り替えの状況		
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(12)			容量の状況		
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(14)			再ロック防止機構の作動の状況		
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
2 防火シャッター					
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置 (2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況		
(3)			スプロケットの設置の状況		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(14)			作動の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(18)			結線接続の状況		
(19)			接地の状況		
(20)			予備電源への切り替えの状況		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(22)			容量の状況		
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
3 耐火クロススクリーン					
(1)	耐火 クロス スクリー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(14)			結線接続の状況		
(15)			接地の状況		
(16)			予備電源への切り替えの状況		
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(18)			容量の状況		
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備					
(1)	ドレン チャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況		
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(17)			結線接続の状況		
(18)			接地の状況		
(19)			予備電源への切り替えの状況		
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(21)			容量の状況		
(22)		自動作動装置	設置の状況		
(23)		手動作動装置	設置の状況		
(24)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			

写真帳

建物名称:

No.1	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.2	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.3	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

点検結果図(防火設備位置図)

各階平面図に写真No.
等記載

建物名称		No.	
------	--	-----	--

防火設備点検表 測定データ

建物名称

1 防火戸					
(4)	危害防止装置	運動エネルギー ※1	(J)	閉鎖力	(N)
(12)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		
2 防火シャッター					
(12)	危害防止装置	予備電源の交換時期	年 月		
(14)	危害防止装置	運動エネルギー※3	(J)	停止距離	(cm)
(22)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		
3 耐火クロススクリーン					
(9)	危害防止装置	予備電源の交換時期	年 月		
(11)	危害防止装置(巻取り式)	運動エネルギー※4	(J)	停止距離	(cm)
	危害防止装置(バランス式)	運動エネルギー※4	(J)	閉鎖力	(N)
(18)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		

※1 運動エネルギー = $1/2MV^2 = 1/2M(1/T)^2$

M: 扉の質量(40kg/m²) V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

※2 回路電圧計

予備電源試験スイッチを操作し、連動制御器の回路電圧計で電圧を確認

回路電圧計がない場合は、回路電圧灯の点灯を確認

※3 運動エネルギー = $1/2MV^2 = 1/2N(1/T)^2$

M: シャッター部の質量 V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

※4 運動エネルギー = $1/2MV^2 = 1/2N(1/T)^2$

M: カーテン部の質量 V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

【参照】

定期報告制度に係る調査・検査方法、判定基準の解説(防火設備)

平成29年1月 神奈川県内13特定行政庁

成果品作成要領

本委託の成果品を次のとおり作成すること

1 共通事項

電子納品は各業種に分けてCD-R（通常流通している媒体）で収める。

電子媒体が複数になる場合はDVD-Rを使用する事も可能です。

(1) 電子成果品のフォルダとファイルの構成

ア フォルダ構成

施設ごとにフォルダを作成し、各報告書を保存すること。

イ フォルダ名の構成は次のとおり

項目	施設番号	-	施設名
記入例	231001703	-	市役所本庁舎

例：231001703_市役所本庁舎

ウ 補足

- ・1枚の電子媒体内には複数の業務内容を混在せず、単一の業務内容を保存すること。
- ・保存するファイルがないフォルダは作成しないこと。
- ・施設名は、添付した対象施設一覧（別紙1）に記載される施設名と同一とする。
- ・複合施設の場合、それぞれの施設に該当するフォルダを作成すること。また、以下に定めたファイル名のファイルに関連するすべての施設フォルダに保存すること。
- ・複数棟ある施設は、当該フォルダに全ての棟の報告書を保存すること。

エ ファイル構成

- ・1ファイル構成は、後述する2(2)を参照
- ・1ファイルあたりの上限データサイズは5MB/ファイルとする。上限データサイズを超える場合は、該当施設名および理由を担当者へ報告すること。

2 12条点検に関する特記

- (1) 1棟に複数の施設が入っている（以下「複合施設」という。）場合は、まとめて1つの点検報告書を作成すること。その際、点検報告書の「施設名称」「施設番号」欄には、複合施設を全て列記すること。

(2) ファイルの命名

ア ファイル名の構成は次のとおり

項目	実施年度	-	業種	-	施設名	(棟名)
記入例	2019	-	防火設備	-	市役所本庁舎	(庁舎棟)

例：2019_防火設備_市役所本庁舎（庁舎等）

イ 補足

- ・複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

例：2019_防火設備_鶴見区総合庁舎他

※代表施設の定義

- ・対象施設一覧表（別紙 1）に記載のある「代表」欄に○印が代表施設で筆頭となり、次ぎから小さい施設番号を持つ順位にて記載する。
- ・複数の棟を保有する施設の場合、全角括弧内に棟名を記載すること。なお、単独棟の場合は、記載事項なしとする。